

めなかつた。組織が、仙台鉄道局管内に及び福島機関庫にも動きが伝わり、往年の日鉄機関方争議の記憶と重なって当局は狼狽し、新津機関庫支部設立を契機に、新津機関庫と東京鉄道局沼津機関庫の指導的会員の解雇を行った。こうした弾圧もあって、一九二一年、同組織は崩壊した。

一九二二(大正一)年頃、国鉄・鷹取工場では、従業員一八〇〇名のうち三〇〇名が、友愛会(すなわち総同盟)の須磨支部に加盟していた。この工場の従業員は全体に急進的で、一九一九年七月、賃金増額や八時間制の実施などを要求してサボタージュを行い、国鉄の他の工場、例えば浜松工場などにも影響を与えた。その後も、多くに現業委員会制度には批判的であった。友愛会の阪神地方にはストが多かつたので、当局も警戒して、友愛会の支部会員は、外部団体に加盟していることで、当局の監視が一層厳しくなると判断し、友愛会を離れ、二一年六月、独立の神戸鉄工組合を結成した。この頃、同工場には、役付き職工を中心にして工友会という組織があり、当局の保護を受けていた。

二一年七月には神戸の川崎造船所、八日には神戸の三菱造船所の労働者が人員整理に反対してストに入り、七月三日には、川崎造船所争議団は工場管理を宣言した。この大闘争は、八月九日、労働者の敗北で終わったが、この間、近隣の工場の労働者はこの闘争を支援し、この闘争に加わらなかつた鷹取工場にデモをかけて、鷹取工場では、鉄工組合が現業委員会の臨時委員会を開いて、同情ストの可否を決することを主張したが、工友会などの反対で、この問題は討議に至らなかつた。だが、これを契機に、当局の鉄工組合に対する圧迫は一層、強化され、二一年八月には、指導者三名が解雇された。組合員も急速に減少し、自然消滅に近くなつた。正式な解散は一九二六(大正一五)年六月であるが、この間、数名の人たちがその名を保っていただけであつた。

国鉄現業委員会の組織化と国鉄現業委員会後援会の結成

組合結成の機運が起り始めたのを察知した国鉄当局は、一九二〇年五月に制定された国鉄現業委員会規程に基づき、現業委員会の組織化に乗り出し、自主的組織結成の動きを封じた。現業委員会は、各運輸・保線の管内・工場を地域の単位とし、運輸事務所では地域内をさらに運輸系統と運転系統に分け、各地域ごとに組織した。そして、地域内の共通の利害に関する事項について、当局に諮問し、また自ら意見を開陳して上下意思の疎通を図ることとされた。現業委員会の組織は、鉄道手・雇傭人を対象とし、委員の選出は選挙制をとつた。現業委員会は、雇傭人家族主義の枠内で、労働者の不満の一部を温情的に解決する制度でもあつた。この現業委員会に対し、かつての乗務委員会会長であつた田中利三郎らは、東京鉄道管理局管内の現業委員会結成前に、国鉄現業委員会後援会をつくつた。この会は、現業委員会開催前に、総会を開いて、提出議案を協議したほか、一九二五(大正一四)年には、都市在勤者の生計調査を実施し、都市手当要求の資料を作成する

など注目すべき活動を行った。

こうして官製組織を巧みに活用しつつ、現業委員会後援会が活動していたが、一九二〇年代、社会主義思想・運動が、現業委員会後援会のなかでも影響力を強めた。一九二六(大正一五)年二月、第四回総会で、全日本鉄道従業員組合と名称を改め、ここに国鉄内では最初の純然たる労働組合が出現した。結成時の勢力は一三支部、組合員二六〇〇人であつた。この組合は、無産階級の経済的利益を擁護するために組織された労働組合はつねにこの立場に立脚して活動を進展させなくてはならない(組織テーゼ)とその階級的立場を明示した。中央執行委員長には、品川栄治(蒲田電車庫)が選出された。この組合は以後、組織を拡大し、一九二七(昭和二)年には、組合員七四〇〇人に達した。

国鉄当局は、この左翼的な鉄道従業員組合に対し、激しい弾圧を開始した。結成年の一九二六年には、判任官は同組合から脱退させること、また組合員であるかぎりには判任官に任じないことを全国に通達した。いわゆる昇格差別である。ついで、翌年の一九二七年、同組合が労働党支持を打ち出すと、労働党支持首唱者または不穏と認むべき者は、事務都合により退職させること、しかも、これは主義のうえの問題であつて、勤務成績の如何にかかわらずこれを省議で決定する、これは、明らかにレッドパージであつた。事実、この省議に基づき、組合指導者の数本正義(品川電車庫)、唐沢重雄(東京機関庫)ら計七十三名が解雇された。指導部を失つた同組合は間もなく崩壊した。国鉄内部で短命に終わった単一の労働組合であつたが、歴史に刻むべき重要な事実である。

鉄道従業員組合の崩壊後も、蒲田を中心とする電車庫で、一九二七(昭和二)年五月には、蒲田を中心とする電車庫で、電車庫聯盟を結成し、時間短縮要求などを行なつたが、三、一五事件で指導部を失い、読書会などのかたちで、組織の継続を図つたが、やがて崩壊した。しかし、そこに共産主義者たちがいたことを示している。電車庫以外の旧組合員のなかにも協調的方向での組合再建に批判的な人たちが、共産党の影響力の強い全協の運動方針に沿い、東京市電の東京交通労働組合と一つになつて、産業別労働組合を作ろうとした。一九三三(昭和八)年には、日本交通運輸労働組合東京支部国鉄分会となつて活発な地下活動を展開した。この年も、全協系の人たちが検挙され、下だいに衰退した。一九四〇年、東京鉄道管理局工務部庶務課員の野本正治ら九名が検挙された国鉄共産党事件は、度重なる弾圧があつても、なお有力な共産党員が活動していたことを示し、これらのグループから数名の現業委員を当選させていた。

戦時下における国鉄労働者

国鉄現業委員会は、一九三一(昭和六)年、若槻内閣の官吏減俸案に激しく反対し、反対集会や決議を行い、提案の撤回は実現しなかつたが、国鉄ではかなりの譲歩を勝ち取つた。だが、その

後の戦時体制の強化のなかで、一九四一(昭和一六)年四月、現業委員会は解散させられ、産業報国会体制の一環として、国鉄奉公会が発足した。国鉄労働者は完全に戦時体制に組み込まれた。無権利状態でも、ものも言えない状況のなかで、強制労働を遂行させられた。そのうえ、空襲による犠牲者数は、職員死者一二五〇人、負傷者三二五三人、旅客の死者七二七一人、負傷者一七七七人に達した。ただし、広島・長崎の原爆被害の際の死傷者数、および国鉄労働者の戦地における死傷者数は不明である。明治以来の鉄道労働者・国鉄労働者の先駆的な苦闘は、戦時下の言語を絶する労働のなかでは、いかにしても活かすことはできなかった。その戦前のたたかいは、第二次大戦後のたたかひに活かす以外にはなかつた。

第二節 戦後初期の国鉄と国鉄労働運動

戦後、労働組合運動は法的にも認められ、きわめて短い間にたちまち組織化を行い、運動を展開していった。戦後の国鉄労働運動については、運動史上の時期区分を行うと、ほぼ次のようになる。

- ①戦後初期、占領下の労働運動(一九四五～四九年)
- ②国鉄の公企体化以降の労働運動(一九四九～一九五五年前後)
- ③高度成長下の労働運動(一九五五～一九七〇年頃)
- ④高度成長下の労働運動(一九六〇～一九七〇年代前半)
- ⑤「マル生」粉砕、スト権回復、「管理春闘」打破の運動(一九七〇年代前半～七〇年代後半)
- ⑥「臨調」行革、路線と国鉄の「分割・民営化」をめぐる運動の展開(一九八〇年代以降・今日まで)

以下、その時期区分に沿いつつ、第一部では、一九七〇年代末までの国鉄労働組合のたたかひについて概説する。

一 戦戦後の国鉄輸送と経営・財政

敗戦により、国鉄の輸送は戦時輸送Ⅱ貨物輸送優先から民需輸送へ転換した。輸送負担は、荒廃した輸送施設のため著しく過重であつた。国鉄は一般旅客輸送のほか、復員者や引揚者、疎開復帰者の輸送、それにGHQアメリカ占領軍のための輸送が緊急の必要条件になつた。加えて、四五(昭和二〇)年末以降の石炭不足が輸送困難に拍車をかけ、列車削減が行われた。四七年度の旅客列車キロは対戦前指数六六に低下しており、主要線区の列車は三倍から四倍、一両三〇人以上という大混雑であつた。大都市の電車区間をもつと酷かつた。

鉄道省は戦時中に運輸通信省に変わり、四六(昭和二一)年に運輸省鉄道総局が設置され、国鉄が運営されてきた。四九(昭和二四)年八月、運輸省は、『国鉄実相報告書』というわゆる『国鉄白書』を発表した。この白書は、輸送力の切迫している国鉄の現状を訴え、復興のための各方面の協力を要請していた。同時に、四八年度から五〇年度にわたる復興計画をまとめた。また、四八年度から、鉄道は石炭などと同様、傾斜生産方式のもとで、超重点産業として扱われることになったため、車両・施設の復旧に一定の見通しが持てるようになった。戦後初期の国鉄の建設・改良工事は、鉄道諸施設・船舶の戦災復興、維持工事が大半を占め、改良工事としては、輸送力の増強と石炭の節減を目的とする一部の電化工事と車両の増備が行われたにすぎなかった。

GHQの鉄道管理は、対日管理の一般的な方式にしたがいが、運営は日本側に任せられた。だが、鉄道管理はアメリカ陸軍の第八軍の第三鉄道輸送司令部があたり、国鉄の基本的な政策決定や運営方針については、最初はGHQ経済科学局が担当し、四六年九月以降は新設のGHQ民間輸送局(CITL)が監督した。占領軍の鉄道管理は厳しく、鉄道の組織や運営はもろろん、列車の運転・施設の保持などあらゆる面に及んだ。しかも、全てをアメリカ方式で運営しようとする占領軍の方針は、その指令や命令を占領という絶対的な権限によって強制した。占領軍の輸送は、至上命令として遵守優先させられ、かつての戦時軍事ダイヤのような特別優先ダイヤが組まれ、専用列車の運転が行われた。たとえば、国鉄にとつて大きな痛手は、車両・施設の供与であった。例え、専用車として徴用された客車は最高一〇〇両に達し、当時の国鉄保有客車の一割以上を占めた。加えて、一九五〇(昭和二五)年、朝鮮戦争が勃発すると、今度はアメリカ軍の輸送のために、国鉄は軍事輸送を強制された。

戦後の経済秩序の混乱とインフレは、国鉄経営・財政を大きく圧迫した。インフレは、戦前基準を一〇〇とすると、四八年度には東京卸売物価指数で一万四一五九で、賃金は製造業労働者の場合、八八六一であった。国鉄経営も深刻で、損益勘定の営業費は、戦前基準一〇〇に対し、四八年度は指数二万九一五に高騰した。四九年度から四八年度にかけ、四度の運賃引き上げを行ったが、それでは賄えなかった。インフレと経営諸条件のもと、国鉄の営業係数は創業以来、初めて一〇〇を突破し、四八年度は一三九・八となり、この年度間の赤字累計は四〇三億円にのぼった。この経営危機は四九年、ドッジラインの強行と大量人員整理、公共企業移行により、切り抜ける政策が取られた。

二 戦後初期の国鉄労働者の闘い

国鉄における組合結成の動き

戦後改革で、きわめて早かったのが労働運動の合法化であった。四五(昭和二〇)年一月には、労働組合法が公布され、四六年

三月から施行された。労働組合の組織化や労働争議も急速に展開され、四五年一〇月には、全日本海員組合が結成され、その直後には第一次読売争議が発生し組合側が勝利した。国鉄での組織化の動きは、当局の方が早かった。運輸当局は、戦時中の国鉄奉公会の解散後、鉄道委員会の組織化を開始した。だが、労働基本権も保障されない鉄道委員会への国鉄内部の批判は強く、四五年一月に解消した。この後も、国鉄当局は組合づくりに関心を示し、職業的組合運動家に支配されることを恐れ、上からの「内面指導」を行なった。そして、下からの組織化の動きと上からの「内面指導」が交錯しつつ、組織化は企業別組合の方向に向かった。

四五年一月には、戦前の共産党系の流れを引きつづぐグループが、国鉄従業員組合準備会を結成し、機関紙『汽笛』を発行して、組合結成の呼びかけを行なった。現場レベルでの組織化では工場が先行し、一月には、釧路工機部と大宮工機部で組合結成と賃金五倍などの要求提出が行われた。運輸区関係では、一月、東京鉄道管理局管内一三電車の組合による省電中央労組が結成された。四六年に入ると、仙台、四国、東京を初め、鉄道管理局ごとの組合組織が作られた。また、組合の全国組織を結成する機運も高まった。四六年一月には、省電中央労組を初め三一行合が結集して、全国鉄第一労働組合準備会(全単準)の結成を行い、同時に当局への要求事項などを決定した。他方、運輸省は四六年一月二八日、本省に各鉄道局の指導課長と組合の指導者を集め、職能別組合を示唆する「内面指導」を行った。この時、集まった組合代表は全国組織の在り方で意見が分かれ、別行動を取り、千葉の鴨川で協議することになった。

国鉄総連合の結成

鴨川での会議では、全国組織を単一体にするか連合体にするか、意見がまとまらず、組合代表者らは、四六年二月二五日、石川県片山津に集まって、国鉄労働組合結成準備会を開いた。この準備会で、東京、札幌代表は単一体を主張したが、連合体支持が多数であり、連合体として発足することになった。

二月二七日、片山津で、国鉄労働組合総連合会(国鉄総連合)の結成大会が開かれた。大会では、「正当な権利を主張し、その生活権を擁護し、経済的、社会的、かつ政治的地位の向上をはかる」とともに、相互扶助の正義を体得し、もって社会の責務の完遂を期す」という「宣言」、労働条件の維持改善と地位の向上、国鉄輸送の完遂による新日本の建設などを唱った三項目の「綱領」、国鉄有鉄道運営参加、生活費を基準とする最低賃金制確立などの「要求事項」と規約を採択した。結成大会では、大会を東京で開くことも決めた。国鉄総連合の第一回中央大会は、三月一五日から二日間、東京で開かれ、役員を選出中を行なった。国鉄総連合の初代三役は、斎藤鉄郎委員長(大宮工機部)、菊川孝夫副委員長(名古屋)、野口信十郎書記長(本省)であった。この大会で発表された組合員数は、五〇万八六五六人で、国鉄全従業員数の九六%に達した。

国鉄総連合会が、国鉄の全従業員を結集していなかったのは、省電闘争のために、先に述べた全国鉄第一労働準備会(全単準)が、東京地方協議会から除名されていたためである。省電闘争は、片山津で全国組織結成の打ち合わせが行われていた二月二五日と二六日に、省電中央労組が行った「安全運転」(後の順法闘争)による争議のことである。東京地協では、賃金引き上げの要求を運輸省に提出し、交渉していたが、運輸省側の回答が前進しないのを見て、地協傘下の省電中央労組を中心とする全単準が独自の闘争に入った。この「安全闘争」には、当時、炭鉱、工場、私鉄などで実施されていた生産管理の考え方を反映していた。だが、この争議で、省電(国電)が大混乱となったため、当局は全単準の幹部を休職処分(のち復職)とし、東京地協は、全単準を除名した。なお、要求は、運輸省が賃金について配慮すると約束した。

七万五〇〇〇人の解雇撤回闘争

四六年八月、戦前の総同盟の流れを継ぐ総同盟と共産党の影響の強い産別会議という二つのナショナルセンターが発足した。国鉄総連合はどちらにも加盟しなかったが、国鉄東京地方労組(東京地協の後身)は産別会議に参加した。他方、政府・経営者側は、戦時・戦後に増大した人員を整理し、経営を軌道に乗せようとした。四六年七月、海員と国鉄で大量人員整理案が発表されたのは、その一環であった。国鉄の整理案は、年少者と女性を中心に七万五〇〇〇人を解雇するという案であった。国鉄総連合は、闘争委員会を組織し、反対闘争を開始した。八月一日には臨時中央委員会を開き、一部に反対はあったが、九月一五日を期してゼネスト突入を決定した。九月五日から二日間、第二回臨時大会(宇治山田)では、ストをめぐる議論が展開され、反対派の名古屋、大阪、門司の三地方本部(四国、広島も合流)し、大会は流会となった。だが、国鉄総連合の闘争委員会は、スト賛成派の東日本地連を基盤に、スト決行の方針を掲げ、当局と精力的な交渉を続けた。九月一三日、組合と当局の間で整理案の取り消しとスト指令の取り消しを内容とする協定が成立し、一四日に調印した。国鉄総連合の解雇撤回闘争は勝利した。他方、結成直後の産別会議は、海員と国鉄の人員整理反対の共同闘争委員会(共闘)を組織し、産別系組合は九月一五日に支援ストを実施することを決めた。産別など共闘の代表は、前記の協定に反対して、当時の政権である吉田内閣打倒まで闘い続けるべきだと主張し、一部の組合は支援ストに入つたが、すでに片山津会議が開かれ、大同団結が回復された。これを正式に確認したのは、国鉄総連合の第三回臨時大会(一月二二〇、二二二日、戸倉)であるが、同大会では総連合の単一化方針も可決した。

二・一ゼネストの中止

国鉄、海員の九月闘争のあと、産別会議は、民間労組の賃上げ、

団体協約の締結要求を中心とする一〇月闘争を展開した。この闘争では、電産労協が、電産型賃金と呼ばれる生活給中心の賃金体系を獲得した。この一〇月闘争に続いて、官公労組の賃上げ闘争が展開された。十一月二六日には、国鉄総連合、全通、教員組合などの諸組合が集まって、全官公庁労組共同闘争委員会（共闘委）を結成した。共闘委員長は、国鉄総連合の伊井邦四郎であった。

四七（昭和二二）年の年頭に、吉田首相は、労働争議などを行う者は「ふてい草」だと言明し、労働者の憤激を呼んだ。これを契機に、闘争はたんなる経済闘争から内閣打倒、さらに民主的政府の樹立という政治的性格をも持つことになった。社会党、共産党も、吉田内閣打倒の方針を支援し、共闘委は二月一日を期して、ゼネストを決行する方針を決めた。一月二二日、GHQは、共闘委代表に対し、スト中止の勧告を行った。経済的要求でストを行う権利はあるが、政治目的に結びつけはならず、このストは占領目的に違反する行為だという理由であった。共闘委は、これをたんなる勧告として、ストの準備を進めたが、一月三〇日、ついにGHQのマッカーサー最高司令官は、スト中止命令を発し、銃剣の圧力のもとで、伊井共闘委員長によるスト中止の全国放送が行われた。二・一スト挫折は、労働運動にとって大きな転機となった。

だが、二・一ストの成果も大きかった。第一に、このあと三月一日、総同盟、産別会議、国鉄総連合など、二八組織、四四六万人が参加した、当時の組織労働者の八四％を包含する全国労働組合連絡協議会（全労連）が結成された。この結成は、三月に予定された世界労連代表団の日本訪問に対し、総同盟も含めた歓迎委員会が組織されたことも関連していた。ただ、全労連は、運営における満場一致制などの制約で、運動体としての役割は十分ではなかったが、二つのナショナルセンターを含む組織労働者が単一組織に結集した意義はきわめて大きかった。ただし、総同盟は四八年六月に全労連を脱退した。第二に、二・一ストに前後して続けられた賃上げ交渉で、四八年一月の官公労働者の平均賃金六〇〇円に対し、五月には一六〇〇円という大幅賃上げを勝ち取った。さらに、国労、全通などでは、組合側に有利な包括的団体協約を勝ち取るなど、成果もまた大きかった。

内閣成立の直後、全労連提唱による片山内閣激励大会が七月六日、皇居前広場で開かれたりした。他方、二・一ストや総選挙で選れていた国鉄総連合の単一化の動きが具体化し、四七年六月四日、国鉄総連合は、伊豆長岡で第四回解散大会を開き、翌五日から二日間、同じ場所で、労働組合（国労）第一回結成大会が開かれた。この大会では、労働者の基本的権利の擁護、国鉄経営の民主化などを内容とする新しい綱領、宣言、規約と「働くものの生活を安定する」などを内容とする今後の運動方針を決定した。大会に先立つ中央委員会では、加藤閎男委員長、吉野宗久副委員長、藤井専蔵書記長を選出した。

一八〇〇円ベース賃金と国鉄反共連盟の結成
大会直後の四七年七月五日、片山内閣は新物価体系を発表した。これは基準を戦前の二五倍にあたる一八〇〇円ベースとし、物価を戦前基準六五倍で安定価格を設定し、インフレに歯止めをかけるようとした。国鉄では、先の二・一スト後、一六〇〇円ベース賃金であった。七月末の中央委員会では、大きな論争が生じた。一方は、生計費の推移からみて賃金要求額としては一九八〇円、賃金体系は生活保障給と職階給の併立を主張し、他方は、金額では三〇〇〇円以上、生活保障給のうに能力給を主張した。中央委員会で、前者の意見が採択され、片山内閣の政策に近い立場をとった。闘争戦術では、二・一スト中止後、産別会議の主流である全通は、全国統一ストではなく、各地域ごとに実力闘争を展開する地域闘争戦術を展開した。この戦術をめぐり、本部内部でも論争されたが、中央委員会では、この考え方をとる、本部提案を否決した。

一八〇〇円ベースに対処するため、官公労組は共同闘争組織として、全官公（全官公庁労働組合協議会）を設置したが、全通と国労の間では、賃金要求のあり方をめぐって、意見の違いが目立っていた。全通などの方針を国労でも採用すべきだという考え方の国労内のグループは、臨時大会の開催を要求した。このため、四七年一〇月一六日から開かれたのが第二回臨時大会（日本大学講堂）である。この大会で、中央執行委員会（中執）は、賃金要求について、生活保障給と職階給の併立、額の要求の基礎は実態生計費におくという原案を示した。これに対し、代議員からは、生活保障給の上に能力給、要求の基礎は理論生計費という対案が出され、大会指令でこの対案が可決された。また闘争戦術では、中執は、中執指令で統制することを原則とした。中執は総辞職を決め、大会議長は大会の流会を宣言し、中執支持派の代議員とともに退場した。退場した代議員らは、臨時大会の決定は組合員の意向ではなく、共産党の陰謀だとして、組合から共産党を排除することを申し合せ、四七年十一月に国鉄反共連盟を結成した。国鉄反共連盟は、国鉄労組民主化同盟（民同）と名前を変えた。この民同派と共産党支持グループとの間の抗争の展開とともに、その中間に立つ活動家が四八（昭和二三）年四月

新憲法の施行直前の四七（昭和二二）年四月、新憲法下での第一回総選挙が実施され、一四三名の議席を得た社会党が比較第一党となった。だが、社会主義勢力は、議院内では圧倒的に少数であり、しかも社会党左派排除を求める自由党からの圧力も強かった。この圧力に関連して、五月一日には、社会党左派の鈴木茂三郎・加藤勲十は、共産党絶縁宣言を発表した。六月一日、片山首相のもとで、連立内閣が発足したが、四党政策協定に束縛されていたこと、さらに、戦後の東西対立Ⅱ冷戦政策へと転換しつつあったアメリカ本国とGHQに強く拘束され、積極的な政策展開ができなかった。だが、労働者の片山内閣への期待も大きく、

内閣成立の直後、全労連提唱による片山内閣激励大会が七月六日、皇居前広場で開かれたりした。他方、二・一ストや総選挙で選れていた国鉄総連合の単一化の動きが具体化し、四七年六月四日、国鉄総連合は、伊豆長岡で第四回解散大会を開き、翌五日から二日間、同じ場所で、労働組合（国労）第一回結成大会が開かれた。この大会では、労働者の基本的権利の擁護、国鉄経営の民主化などを内容とする新しい綱領、宣言、規約と「働くものの生活を安定する」などを内容とする今後の運動方針を決定した。大会に先立つ中央委員会では、加藤閎男委員長、吉野宗久副委員長、藤井専蔵書記長を選出した。

大会直後の四七年七月五日、片山内閣は新物価体系を発表した。これは基準を戦前の二五倍にあたる一八〇〇円ベースとし、物価を戦前基準六五倍で安定価格を設定し、インフレに歯止めをかけるようとした。国鉄では、先の二・一スト後、一六〇〇円ベース賃金であった。七月末の中央委員会では、大きな論争が生じた。一方は、生計費の推移からみて賃金要求額としては一九八〇円、賃金体系は生活保障給と職階給の併立を主張し、他方は、金額では三〇〇〇円以上、生活保障給のうに能力給を主張した。中央委員会で、前者の意見が採択され、片山内閣の政策に近い立場をとった。闘争戦術では、二・一スト中止後、産別会議の主流である全通は、全国統一ストではなく、各地域ごとに実力闘争を展開する地域闘争戦術を展開した。この戦術をめぐり、本部内部でも論争されたが、中央委員会では、この考え方をとる、本部提案を否決した。

一八〇〇円ベースに対処するため、官公労組は共同闘争組織として、全官公（全官公庁労働組合協議会）を設置したが、全通と国労の間では、賃金要求のあり方をめぐって、意見の違いが目立っていた。全通などの方針を国労でも採用すべきだという考え方の国労内のグループは、臨時大会の開催を要求した。このため、四七年一〇月一六日から開かれたのが第二回臨時大会（日本大学講堂）である。この大会で、中央執行委員会（中執）は、賃金要求について、生活保障給と職階給の併立、額の要求の基礎は実態生計費におくという原案を示した。これに対し、代議員からは、生活保障給の上に能力給、要求の基礎は理論生計費という対案が出され、大会指令でこの対案が可決された。また闘争戦術では、中執は、中執指令で統制することを原則とした。中執は総辞職を決め、大会議長は大会の流会を宣言し、中執支持派の代議員とともに退場した。退場した代議員らは、臨時大会の決定は組合員の意向ではなく、共産党の陰謀だとして、組合から共産党を排除することを申し合せ、四七年十一月に国鉄反共連盟を結成した。国鉄反共連盟は、国鉄労組民主化同盟（民同）と名前を変えた。この民同派と共産党支持グループとの間の抗争の展開とともに、その中間に立つ活動家が四八（昭和二三）年四月

内閣成立の直後、全労連提唱による片山内閣激励大会が七月六日、皇居前広場で開かれたりした。他方、二・一ストや総選挙で選れていた国鉄総連合の単一化の動きが具体化し、四七年六月四日、国鉄総連合は、伊豆長岡で第四回解散大会を開き、翌五日から二日間、同じ場所で、労働組合（国労）第一回結成大会が開かれた。この大会では、労働者の基本的権利の擁護、国鉄経営の民主化などを内容とする新しい綱領、宣言、規約と「働くものの生活を安定する」などを内容とする今後の運動方針を決定した。大会に先立つ中央委員会では、加藤閎男委員長、吉野宗久副委員長、藤井専蔵書記長を選出した。

大会直後の四七年七月五日、片山内閣は新物価体系を発表した。これは基準を戦前の二五倍にあたる一八〇〇円ベースとし、物価を戦前基準六五倍で安定価格を設定し、インフレに歯止めをかけるようとした。国鉄では、先の二・一スト後、一六〇〇円ベース賃金であった。七月末の中央委員会では、大きな論争が生じた。一方は、生計費の推移からみて賃金要求額としては一九八〇円、賃金体系は生活保障給と職階給の併立を主張し、他方は、金額では三〇〇〇円以上、生活保障給のうに能力給を主張した。中央委員会で、前者の意見が採択され、片山内閣の政策に近い立場をとった。闘争戦術では、二・一スト中止後、産別会議の主流である全通は、全国統一ストではなく、各地域ごとに実力闘争を展開する地域闘争戦術を展開した。この戦術をめぐり、本部内部でも論争されたが、中央委員会では、この考え方をとる、本部提案を否決した。

一八〇〇円ベースに対処するため、官公労組は共同闘争組織として、全官公（全官公庁労働組合協議会）を設置したが、全通と国労の間では、賃金要求のあり方をめぐって、意見の違いが目立っていた。全通などの方針を国労でも採用すべきだという考え方の国労内のグループは、臨時大会の開催を要求した。このため、四七年一〇月一六日から開かれたのが第二回臨時大会（日本大学講堂）である。この大会で、中央執行委員会（中執）は、賃金要求について、生活保障給と職階給の併立、額の要求の基礎は実態生計費におくという原案を示した。これに対し、代議員からは、生活保障給の上に能力給、要求の基礎は理論生計費という対案が出され、大会指令でこの対案が可決された。また闘争戦術では、中執は、中執指令で統制することを原則とした。中執は総辞職を決め、大会議長は大会の流会を宣言し、中執支持派の代議員とともに退場した。退場した代議員らは、臨時大会の決定は組合員の意向ではなく、共産党の陰謀だとして、組合から共産党を排除することを申し合せ、四七年十一月に国鉄反共連盟を結成した。国鉄反共連盟は、国鉄労組民主化同盟（民同）と名前を変えた。この民同派と共産党支持グループとの間の抗争の展開とともに、その中間に立つ活動家が四八（昭和二三）年四月

内閣成立の直後、全労連提唱による片山内閣激励大会が七月六日、皇居前広場で開かれたりした。他方、二・一ストや総選挙で選れていた国鉄総連合の単一化の動きが具体化し、四七年六月四日、国鉄総連合は、伊豆長岡で第四回解散大会を開き、翌五日から二日間、同じ場所で、労働組合（国労）第一回結成大会が開かれた。この大会では、労働者の基本的権利の擁護、国鉄経営の民主化などを内容とする新しい綱領、宣言、規約と「働くものの生活を安定する」などを内容とする今後の運動方針を決定した。大会に先立つ中央委員会では、加藤閎男委員長、吉野宗久副委員長、藤井専蔵書記長を選出した。

大会直後の四七年七月五日、片山内閣は新物価体系を発表した。これは基準を戦前の二五倍にあたる一八〇〇円ベースとし、物価を戦前基準六五倍で安定価格を設定し、インフレに歯止めをかけるようとした。国鉄では、先の二・一スト後、一六〇〇円ベース賃金であった。七月末の中央委員会では、大きな論争が生じた。一方は、生計費の推移からみて賃金要求額としては一九八〇円、賃金体系は生活保障給と職階給の併立を主張し、他方は、金額では三〇〇〇円以上、生活保障給のうに能力給を主張した。中央委員会で、前者の意見が採択され、片山内閣の政策に近い立場をとった。闘争戦術では、二・一スト中止後、産別会議の主流である全通は、全国統一ストではなく、各地域ごとに実力闘争を展開する地域闘争戦術を展開した。この戦術をめぐり、本部内部でも論争されたが、中央委員会では、この考え方をとる、本部提案を否決した。

一八〇〇円ベースに対処するため、官公労組は共同闘争組織として、全官公（全官公庁労働組合協議会）を設置したが、全通と国労の間では、賃金要求のあり方をめぐって、意見の違いが目立っていた。全通などの方針を国労でも採用すべきだという考え方の国労内のグループは、臨時大会の開催を要求した。このため、四七年一〇月一六日から開かれたのが第二回臨時大会（日本大学講堂）である。この大会で、中央執行委員会（中執）は、賃金要求について、生活保障給と職階給の併立、額の要求の基礎は実態生計費におくという原案を示した。これに対し、代議員からは、生活保障給の上に能力給、要求の基礎は理論生計費という対案が出され、大会指令でこの対案が可決された。また闘争戦術では、中執は、中執指令で統制することを原則とした。中執は総辞職を決め、大会議長は大会の流会を宣言し、中執支持派の代議員とともに退場した。退場した代議員らは、臨時大会の決定は組合員の意向ではなく、共産党の陰謀だとして、組合から共産党を排除することを申し合せ、四七年十一月に国鉄反共連盟を結成した。国鉄反共連盟は、国鉄労組民主化同盟（民同）と名前を変えた。この民同派と共産党支持グループとの間の抗争の展開とともに、その中間に立つ活動家が四八（昭和二三）年四月

国鉄労働組合革新同志会（革同）を結成した。以後、国労では三派が、指導部や方針の形成をめぐり、しのぎを削った。四七年十一月、辞職した執行部のあとを埋めるなど、流会大会の事後処理のため中央委員会が開催された。新しい執行体制では反共連盟系が主流となり、中央委員会の直前に提示された中労委の調停案を受け入れることを決めた。全官公のなかでは、全通などが調停案を拒否し、四八年の三月闘争で地域ストに入ろうとしたが、マッカーサー覚書によって、二・一ストと同様、禁止された。国鉄の賃金問題は、四八年一月に、二九二〇円ベースで、職務のウエイト別に二二ランク、三八段階の序列からなる職階制賃金の導入という形で決着した。この内容は、その後に変更はあったが職階秩序の確立の基礎をなした。

マ書簡、政令二〇一号と職場離脱闘争
一九四七年から始まったアメリカの戦後世界戦略の変化は、その後、マインシャルプランなどヨーロッパにおける冷戦体制の強化とともに、アジアでは日本を国際共産主義運動に対する防壁とする基本方針が明確になった。アメリカ占領軍の政策は、当初の一定の「民主化」政策の推進から、いわゆる「反動化」政策へと決定的に転換し、労働運動など民主的諸運動への弾圧が激しくなった。日本の労働運動内部では、二・一ストの挫折以降、共産党と産別会議の指導に反対する勢力が力を増し、国鉄反共連盟の結成や総同盟の反共的労働組合結集の呼びかけがあり、さらに四八年二月、産別会議でも民主化同盟発足した。

四八年七月、官公労組の夏季闘争が本格化しようとした矢先、突然、当時の芦田内閣に対し、官公部門の労働者の労働基本権を全面的に抑圧することを法制度のに求めるマッカーサー書簡が出された。労働組合の一部などでは、これは書簡であった命令ではないと解釈したが、事実上命令であり、マ書簡に基づき、政府は同月末、政令二〇一号を急遽公布し、公務員の争議権、団交権を剥奪し、団結権を制限し、従来の協約を一切無効とした。

四八年五月の国労の中央委員会では、加藤閎男委員長（民同）、鈴木市蔵副委員長（共産党）、金政大四郎書記長（革同）という三派鼎立の指導体制に変わっていった。中央闘争委員会（中闘）は七月二九日、労働基本権剥奪に反対する非常事態宣言を出した。だが国労内部では、民同と共産党系との間で決定的な対立状態にあり、民同は、こうした事態を引き起こしたのは共産党などの過激な方針のためだとして、その責任を追及した。このため、強力な統一の闘いが組織できず、一部の活動家を中心に、職場離脱闘争、集団欠勤闘争が行われた。職場離脱者は北海道に多く、本州に渡り、各地をオルグして決起を促した。だが弾圧は過酷であり、当局は職場離脱者のうち復帰しない者、約一〇〇〇〇名を全て免職処分にした。中闘も職場放棄の防止を推進し、闘争は終息した。

マ書簡、政令二〇一号によって、官公労使関係は大きく改編された。四八年十一月、国家公務員法が改訂された。国鉄は、マ書簡の指示により、四九年六月に公共企業体に移行し、公共企業体

国鉄労働組合革新同志会（革同）を結成した。以後、国労では三派が、指導部や方針の形成をめぐり、しのぎを削った。四七年十一月、辞職した執行部のあとを埋めるなど、流会大会の事後処理のため中央委員会が開催された。新しい執行体制では反共連盟系が主流となり、中央委員会の直前に提示された中労委の調停案を受け入れることを決めた。全官公のなかでは、全通などが調停案を拒否し、四八年の三月闘争で地域ストに入ろうとしたが、マッカーサー覚書によって、二・一ストと同様、禁止された。国鉄の賃金問題は、四八年一月に、二九二〇円ベースで、職務のウエイト別に二二ランク、三八段階の序列からなる職階制賃金の導入という形で決着した。この内容は、その後に変更はあったが職階秩序の確立の基礎をなした。

マ書簡、政令二〇一号と職場離脱闘争
一九四七年から始まったアメリカの戦後世界戦略の変化は、その後、マインシャルプランなどヨーロッパにおける冷戦体制の強化とともに、アジアでは日本を国際共産主義運動に対する防壁とする基本方針が明確になった。アメリカ占領軍の政策は、当初の一定の「民主化」政策の推進から、いわゆる「反動化」政策へと決定的に転換し、労働運動など民主的諸運動への弾圧が激しくなった。日本の労働運動内部では、二・一ストの挫折以降、共産党と産別会議の指導に反対する勢力が力を増し、国鉄反共連盟の結成や総同盟の反共的労働組合結集の呼びかけがあり、さらに四八年二月、産別会議でも民主化同盟発足した。

四八年七月、官公労組の夏季闘争が本格化しようとした矢先、突然、当時の芦田内閣に対し、官公部門の労働者の労働基本権を全面的に抑圧することを法制度のに求めるマッカーサー書簡が出された。労働組合の一部などでは、これは書簡であった命令ではないと解釈したが、事実上命令であり、マ書簡に基づき、政府は同月末、政令二〇一号を急遽公布し、公務員の争議権、団交権を剥奪し、団結権を制限し、従来の協約を一切無効とした。

労働関係法が適用された。

第三節 公共企業体としての国鉄の発足と

国鉄労働組合の闘い

一 公共企業体としての国鉄の発足と大量人員整理
公共企業体としての国鉄の発足

一九四九(昭和二四)年六月、国鉄は専売とともに、公共企業体に移行した。変更の契機は、労働問題にあった。国鉄・専売の公企体化に伴い、公共企業体労働関係法(公労法)が制定され、その適用下におかれた。團結権は一応保障された。ただし、公企体の職員でなければ組合員や役員になることはできない(四三条三項)という条項は、組合が自主的に組合員や役員を選出することを妨げるものであり、のちに問題化した。団体交渉権は「管理運営事項」を除く労働条件事項については保障されたが、争議権は否認された。紛争の調停・仲裁機関としては国鉄調停・仲裁委員会が設けられ、五二年の公労法改定で、適用範囲が三公社五現業に拡大され、公労委(公共企業体等労働委員会)となった。公企体の経営機能のうえで、最も大きな点は、(旧)業務運営内容についての事実上の制約が大きいこと(国鉄法第一条、(旧)政府の監督権限が強く、公企体としての自主性の保障がきわめて弱いこと)と(国鉄当局の当事者能力の欠如)、(旧)取支適合原則を原理とした独立採算制の導入などであった。このため70年代に至るまで、政府の国鉄への財政的援助はなく、国鉄は投資資金を自前で調達しなければならなかった。すなわち、投資計画については厳重に管理されたが、借入れ資金とその返済を含め、資金面では国鉄が全て責任を負っていた。

大量行政整理と下山・三鷹・松川事件

国鉄の公企体化に相前後して、定員法による大量行政整理が行われた。四九年一月の総選挙で、吉田内閣与党の民主自由党が過半数を占め、力を得るとともに、GHQは経済九原則「ドッジプラン」の実施を要請し、吉田内閣も強力に推進した。その政策の中心は、超均衡予算と徴税強化によるインフレの終息、一ドル三六〇円の単一為替レート設定により、ドル・アメリカにリンクした国際経済への復帰などであったが、とくに超均衡予算の実現の一環として、大量行政整理が予定されていた。五月三十一日、行政機関職員定員法(定員法)が公布された。この法律は、直接には国の公務員を対象としていたが、準公務員である国鉄職員や地方公務員も準用された。国鉄の職員数は、現状より約九万五〇〇〇人少ない約五〇万人とされた。公企体に移行した国鉄(下山

定期初代総裁)では、まず七月四日、第一次人員整理として三万七〇〇〇人、七月十三日には、第二次案として六万三〇〇〇〇人の職員に解雇が通告された。

国労は、四九年四月の第六回定期大会(琴平)で、「首切り行政整理反対」など闘争目標を決定していた。中執の体制は、マ書簡後の中央委員会では民同派中心であったが、この大会と同時に開かれた中央委員会では、共産・革同連合が多数を占めた。また公企体移行に際しての新交番制に対する東神奈川電車区などの闘い(人民電車事件)で中關の方針は混乱したが、六月の中央委員会(行政整理)に対しては、最悪の場合にはストを含む実力行使を行うことを決めた。

四九年七月四日の整理案が発表後、中關は強力な闘争を展開しようとした。その矢先の六日、下山国鉄総裁が行方不明になり、常盤線の線路上でバラバラ死体となって発見された。警視庁は他殺と断定し、田端機関区の組合員の犯行とみて捜査を行い、マスコミは共産党員あるいは国労組合員が暗殺したと思わせるニュースを流した。国労の闘争力はそれが、第一次人員整理が実行された。ついで、国労が闘争宣言を発した七月一日の夜、三鷹事件が発生した。無人電車が暴走し、車体は駅の構外に飛び出して人根拠も壊れ、六名の死者を出した。当時の内閣官房長官は、何の根拠も無い、下山事件と底流において思想を同じくする者の仕業だとする談話を発表した。警察、東京地検は、三鷹電車区員の共同謀議による計画的犯行と断定して、組合員一〇名を検挙した。この下山・三鷹事件(今日では、デッチ上げという見方が常識である)および行政整理反対闘争は足をくじかれ、人員整理はほぼ予定どおり実施された。

二 行政整理後の国鉄労働組合のたたかい

指令〇号と成田中央委員会

行政整理は人員削減を意味しただけではなく、この整理をつうじ、戦後初期の国労運動の重要な一翼を担っていた共産系活動家に対する指名解雇(レッドバギー)という性格を持っていた。中關のなかでは、一七名(共産一、革同〇)が解雇通告を受けた。この通告後、中關では、公労法の趣旨(四三条三項)と絡み、被解雇者の組合員資格が大問題になった。中央闘争委員長は被解雇者の資格を否定する発言を行い、中關は大混乱となり、事実上分裂した。

に残る歴史的に不幸な指令〇号であった。とはいえ、事実として、この中央委員会は成田で開かれ、革同派の一部が加わったほかは、民同派によって構成される新執行部が選出され、新資金要求など新しい運動目標を決定した。ただ歴史上、幸いであったのは、民同派の指令〇号に始まる行動は、国労のなかでは組織分裂とはならなかったことである。翌年の五〇年一月の中央委員会では、共産党代表も挨拶して、事実上、成田中央委員会の諸決定について追認した。

仲裁裁定完全実施の闘い

公労法の適用下の国鉄労使関係で出発当初から問題化したのが賃金決定問題であり、国鉄当局の当事者能力の欠如であった。公労法適用後、「分割・民営化」以前の国鉄では、労使の自主交渉のみで賃上げが決定、解決した事例は五一(昭和二六)年を例外と考えれば、ほかには一度もない。賃上げ問題は毎年、調停・仲裁に移行した。しかも五七年以前は、仲裁裁定不履行(不完全実施)問題が再三発生した。かつて五〇年の賃上げの際、国鉄調停委員会が再発生した。異例の仲裁請求を行ったが、藤林敬三(調停委員長)は、その際の談話で述べている。「公労法に於て給与問題は団体交渉の範囲内であると定められていても国有鉄道公社には全く限定された交渉余地が残されていないので見方によつては全く団体交渉当事者としての能力が欠如していると考えられる。かくして公労法の問題にも拘らず給与改善の如きは当事者双方の間で要求の意思伝達とこれを容れ難いとする意思表示が行われるだけであつて、到底団体交渉の実が示され得ない状態にあるものも当然である(『労働省「資料労働運動史」昭和二十五年版、七六頁)。藤林委員長が、こうした指摘をする状況下の賃金決定問題であった。以下、事例を見ていこう。

四九年の賃金引き上げでは、国鉄調停委員会は八〇五八円ペーを支持したが、当局は拒否し結局、一時金として四五億円を支出した。五〇年の場合、国鉄調停委員会は前回調停案を要当として、異例だが調停を省略し、八二〇〇円ペーの仲裁裁定を出した。これも四九億円の一時金の支払いで、不完全実施となった。五一年は、一〇八二四円の調停案が出された。その後、仲裁申請がなされたが、労使双方、同交で解決した。五二年は八月以降、調停案を基礎に労使協定がなされたが、国会は一月以降の実施として議決した。五三年は八月以降、一五三七〇円の仲裁裁定が出されたが、国会は五四年一月以降実施した。五四年から五六年にかけては、ベアの調停、仲裁裁定自体が出されなかった。この場合、五四年の人事院勧告留保、中労委の私鉄、電力に対する定昇のみ、ベアなしのあつせん案などとの関連が大きかった。

仲裁裁定などの不完全実施に直面し、当初は合法闘争を推進するという方針の国労も、しだいに態度を硬化させ、合法的実力行使(順法闘争など)そして実力行使へと傾斜していった。交渉相